

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では高齢化率\*は28.8%となっています。また、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代\*がすべて75歳以上となり、将来国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで、そして要介護認定率\*や介護給付費\*が急増する85歳以上人口は令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口\*は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステム\*の深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「茂原市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、基本理念である「一人ひとりが、生きがいを持ちながら、住み慣れたこの地域や環境の中で、自らの意欲・能力に応じて可能な限り居宅で日常生活を続けられる長寿社会」の実現に向け、誰もがその人の生き方が尊重され、生きがいを持ちつつ充実した日々の生活を送ることができる社会、介護等の支援が必要になった場合でも社会全体で支えあい、充実感や生きがいを持ちつつ安全に安心して自分の家で暮らし続けていくことができ、長生きして良かったと思える社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「茂原市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 【国の基本指針】

国は、第9期の介護保険事業計画の方針として、2040年を見据えた中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要としています。

第9期介護保険事業の基本指針（大臣告示）に関して、令和5年7月に開催された社会保障審議会介護保険部会で検討された基本的な考え方は次のとおりです。

### ◆第9期介護保険事業の基本指針の基本的な考え方

（令和5年7月社会保障審議会資料より抜粋）

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

##### ① 地域共生社会\*の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進

- ・地域包括支援センター\*の業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業\*において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

## 2 計画の性格と位置付け

### (1) 根拠法令等

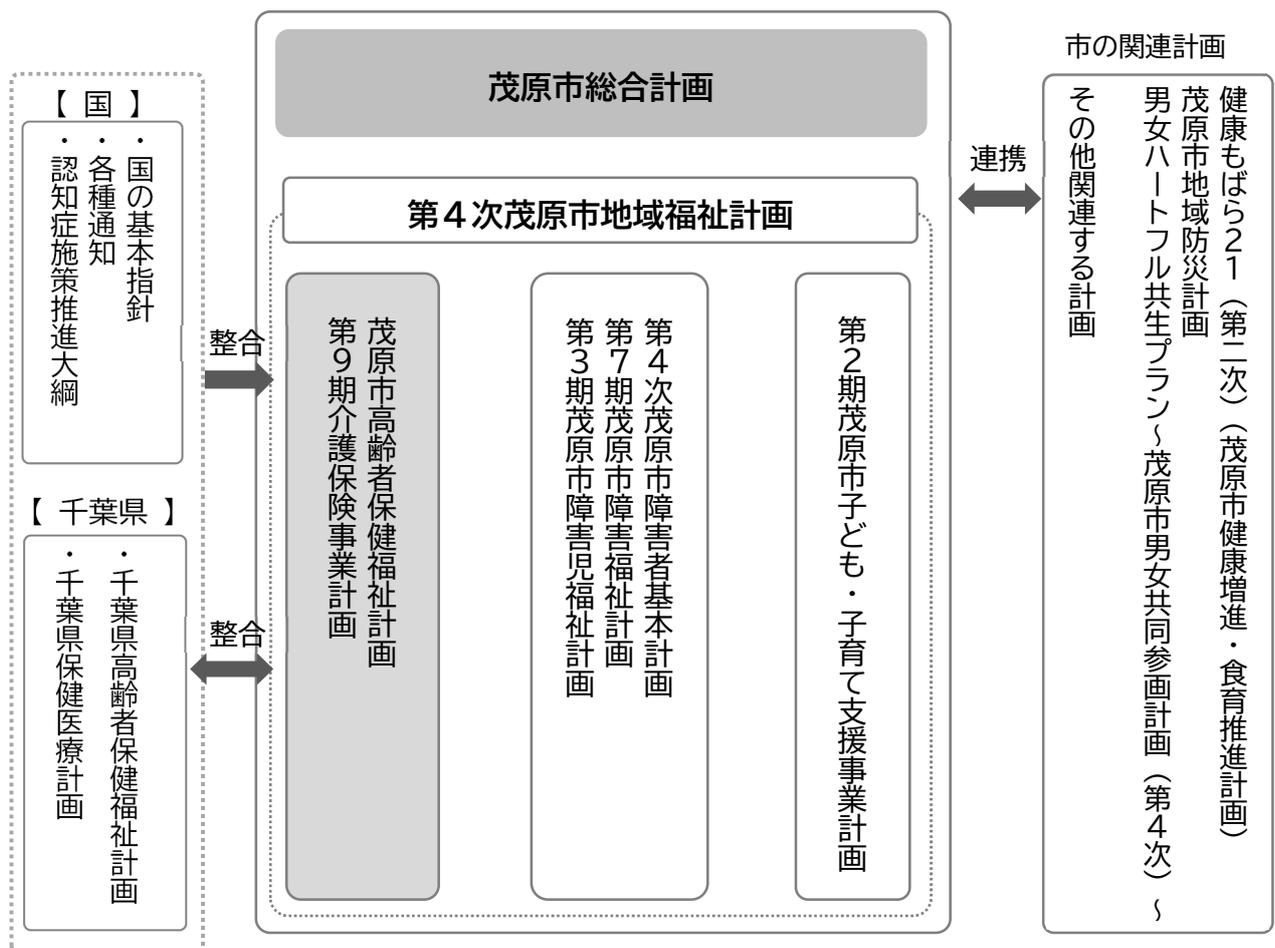
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定「市町村老人福祉計画」に基づいて策定される計画で、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者の地域における福祉水準の向上を目指すこと等を目的に策定されます。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定「市町村介護保険事業計画」に基づいて策定される計画で、介護サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定めること等を目的としています。

以上の点から、本市では、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策を総合的・体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

## (2) 関連計画との関係

本計画の策定に当たっては、本市の総合計画及び地域福祉計画といった関連計画、千葉県高齢者保健福祉計画、千葉県保健医療計画等との整合性を図るとともに、千葉県で設置する「介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）圏域連絡会議」を通して、県及び周辺町村と連携も図っています。



### 3 計画の期間と策定方法

#### (1) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

生産年齢人口が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとしてします。



#### (2) 計画の策定方法

##### ① 第8期計画の評価と課題の取りまとめ

第8期計画での取り組みについて、目標に対する達成度やどのような成果が創出されているか、あるいは、一方でどのような問題点が発生したか等の観点から評価を行い、本計画の策定に向けた課題等を検討しました。

##### ② アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするために、地域の課題や高齢者の顕在的・潜在的なニーズ等を把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、及び介護サービスのあり方を検討することを目的とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

##### ●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は令和5年2月に市内在住の介護認定を受けていない65歳以上の方2,500人を対象に、郵送にて調査を実施しました。回答者数は1,676人、回答率は67.0%です。

● 「在宅介護実態調査」

「在宅介護実態調査」は在宅で介護サービスを利用されている方のうち、令和4年11月から令和5年7月までの期間中、介護認定の更新申請・区分変更申請に伴い認定調査を受けた方500人を対象に、介護認定調査員が聞き取り調査の形で実施しました。回答率は100%です。

### (3) 運営協議会の開催

保健・医療・福祉の学識経験者や被保険者の代表者等により構成する「茂原市介護保険運営協議会」において、計画の案等をご審議いただき、専門的・総合的な立場から意見を伺いました。

### (4) 関係部局との連携による協議

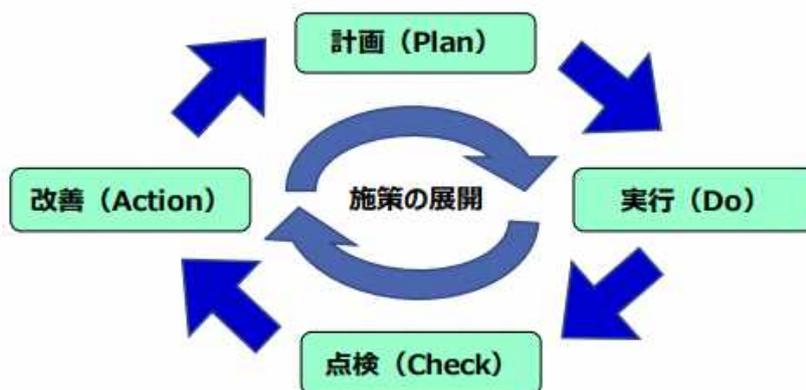
庁内関係部局で組織する「茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会」により検討を行いました。

### (5) パブリックコメントの実施

計画の案を広く市民に公表し、計画に対する市民からの幅広い意見・要望を募りました。

## 4 計画の進行管理

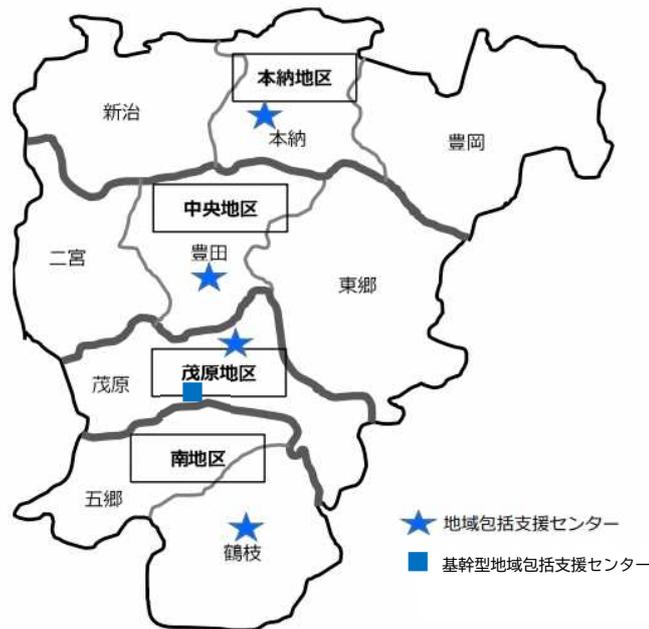
計画の進行管理にあたっては、計画の進捗状況、介護や生活支援に係るサービス等の実施状況などを点検し、市民の意見を計画に反映するために継続して評価を実施する必要があることから、定期的に介護保険運営協議会を開催し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。



## 5 日常生活圏域\*の設定

平成18年度の介護保険法改正において、住み慣れた地域ごとに介護サービス基盤を整備するという考え方が導入され、その単位として「日常生活圏域」の設定が求められるようになりました。本市では、地区の人口のバランス、高齢者が移動する範囲、連携の期待される区域などを踏まえ、総合的に勘案した結果、第8期計画と同様に4つの日常生活圏域を設定しています。

第5期計画時に、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置しました。第7期計画時に4圏域の地域包括支援センターに加え、市役所内に基幹型の地域包括支援センターを設置して5か所となり、地域包括支援センターの更なる体制強化を図りました。各圏域においては、それぞれの地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議\*等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築を行い、各圏域の実情に応じた取り組みを展開しています。今後も地域包括支援センターの体制強化、機能の向上に努め、地域包括支援センターを中心に地域に根付いた取り組みを進めていきます。



日常生活圏域	大字
本納地区	本納、榎神房、高田、小萱場、法目、西野、下太田、上太田、大沢、柴名、桂、吉井上、吉井下、萱場、弓渡、粟生野、御蔵芝、清水、千沢、南吉田
中央地区	千町、六ツ野、木崎、谷本、本小轡、小轡、新小轡、七渡、東郷、中之郷飛地、川島飛地、長尾、大登、小林、渋谷、腰当、北塚、ゆたか、国府関、真名、山崎、押日、黒戸、庄吉、芦網、緑ヶ丘1～5丁目
茂原地区	茂原、高師、高師町1～3丁目、萩原町1～3丁目、上林、鷺巣、上茂原、箕輪、長谷、内長谷、墨田、早野新田、東茂原、大芝、大芝1～3丁目、千代田町1～2丁目、八千代1～3丁目、道表、東部台1～4丁目、小林飛地、中部、茂原西、高師台1～3丁目、町保
南地区	早野、綱島、中善寺、石神、八幡原、六田台、緑町、長清水、上永吉、下永吉、猿袋、三ヶ谷、立木、台田、野牛、中の島町

## 各日常生活圏域の男女別年齢別人口と高齢化率（令和5年10月1日現在）

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	うち、75歳以上	合計	高齢化率	後期高齢化率
本納地区	719	5,853	4,618	2,465	11,190	41.3%	22.0%
男	365	3,076	2,159	1,034	5,600	38.6%	18.5%
女	354	2,777	2,459	1,431	5,590	44.0%	25.6%
中央地区	2,822	16,474	9,682	5,049	28,978	33.4%	17.4%
男	1,445	8,398	4,464	2,217	14,307	31.2%	15.5%
女	1,377	8,076	5,218	2,832	14,671	35.6%	19.3%
茂原地区	3,362	16,824	8,402	4,707	28,588	29.4%	16.5%
男	1,732	8,622	3,698	1,897	14,052	26.3%	13.5%
女	1,630	8,202	4,704	2,810	14,536	32.4%	19.3%
南地区	1,377	9,706	6,961	4,080	18,044	38.6%	22.6%
男	713	5,138	3,098	1,739	8,949	34.6%	19.4%
女	664	4,568	3,863	2,341	9,095	42.5%	25.7%
市全体	8,280	48,857	29,663	16,301	86,800	34.2%	18.8%
男	4,255	25,234	13,419	6,887	42,908	31.3%	16.1%
女	4,025	23,623	16,244	9,414	43,892	37.0%	21.4%

## 各日常生活圏域の要支援・要介護認定者数（令和5年10月1日現在）

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
本納地区	第1号被保険者	89	96	153	153	118	129	94	832
	65歳以上70歳未満	3	1	4	7	4	3	2	24
	70歳以上75歳未満	13	8	8	12	13	6	7	67
	75歳以上80歳未満	16	14	22	20	18	11	12	113
	80歳以上85歳未満	29	25	43	31	26	27	16	197
	85歳以上90歳未満	17	33	38	40	20	28	21	197
	90歳以上	11	15	38	43	37	54	36	234
	第2号被保険者	0	0	2	4	3	3	5	17
	総数	89	96	155	157	121	132	99	849
中央地区	第1号被保険者	190	219	325	260	199	210	147	1,550
	65歳以上70歳未満	11	8	8	9	5	0	3	44
	70歳以上75歳未満	23	15	29	26	16	15	15	139
	75歳以上80歳未満	29	35	48	42	25	22	16	217
	80歳以上85歳未満	54	59	84	54	32	42	31	356
	85歳以上90歳未満	55	60	85	68	53	49	25	395
	90歳以上	18	42	71	61	68	82	57	399
	第2号被保険者	4	3	325	260	199	210	147	40
	総数	194	222	335	270	202	213	154	1,590
茂原地区	第1号被保険者	182	169	310	291	174	242	164	1,532
	65歳以上70歳未満	4	4	7	19	4	7	2	47
	70歳以上75歳未満	18	14	22	23	9	12	13	111
	75歳以上80歳未満	31	25	42	36	20	31	18	203
	80歳以上85歳未満	53	50	69	58	34	46	30	340
	85歳以上90歳未満	54	45	87	74	39	63	36	398
	90歳以上	22	31	83	81	68	83	65	433
	第2号被保険者	2	2	5	4	5	9	1	28
	総数	184	171	315	295	179	251	165	1,560
南地区	第1号被保険者	148	128	258	185	146	125	128	1,118
	65歳以上70歳未満	4	1	8	5	5	3	5	31
	70歳以上75歳未満	11	13	17	13	11	13	16	94
	75歳以上80歳未満	18	15	43	22	20	17	15	150
	80歳以上85歳未満	51	46	67	38	32	19	28	281
	85歳以上90歳未満	47	36	71	55	41	35	25	310
	90歳以上	17	17	52	52	37	38	39	252
	第2号被保険者	2	1	7	2	7	5	5	29
	総数	150	129	265	187	153	130	133	1,147
市全体	第1号被保険者	617	621	1,075	911	666	735	561	5,186
	65歳以上70歳未満	22	14	31	41	18	14	12	152
	70歳以上75歳未満	66	50	77	76	53	48	54	424
	75歳以上80歳未満	94	90	157	126	84	84	65	700
	80歳以上85歳未満	188	181	267	186	126	135	110	1,193
	85歳以上90歳未満	179	179	287	240	167	182	112	1,346
	90歳以上	68	107	256	242	218	272	208	1,371
	第2号被保険者	8	6	25	21	18	21	19	118
	総数	625	627	1,100	932	684	756	580	5,304

※住所地特例施設入所者（市外在住者）がいるため、各圏域の認定者数の合計が市全体と一致しないことがあります。